

M&A —1— 法務DDはなぜ行うのか

Vol

24

2024年9月15日

〈編集・発行〉



弁護士法人
如水法律事務所

〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-50福岡大名ガーデンシティ11F

TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560

<https://jwater-group.com/law/>



Facebookにて
最新情報を届け
ております



今回は、M&Aに関連して、法務DDの概略について解説いたします。

法務DDとは何か

法務DDとは、法務デューデリジェンスの略で、株式譲渡や事業譲渡などM&Aを行う際に、以下のような問題点がないかを調査するために行います。

- ① M&Aを進める上で障害となる法律上の問題点がないか
- ② 対象会社の買収価格に影響を与える問題点がないか
- ③ その他改善が必要な問題点がないか

また、このような目的のために調査をする過程の中で、取引先や契約内容、資産の整理が行われることによって対象会社の情報の整理がはかられることがあります。

①M&Aを進める上で障害となる法律上の問題点がないか

法務DDを行っている際に、M&Aの遂行上の障害となる事由が発見されることがあります。

たとえば、株式譲渡のスキームの場合に、事業上重要な契約について、**対象会社の株式譲渡がなされ、株主が変更されることが解除事由となっている**ことがあります。

このような場合には、**事前に相手方に対して、解除権を使用しないことを確約してもらう**などの対応を求めることがあります。

また、事業譲渡のスキームの場合に、重要な許認可の再取得が必要となる場合に、その許認可の取得ができるか不明な場合などには、**株式譲渡にスキームを変更することで許認可の再取得の問題が生じない**ようにできないか、などについて検討することもあります。



弁護士法人如水法律事務所
パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPOプロフェッショナル

②対象会社の買収価格に影響を与える問題点がないか

また、①ほどの重要な問題でないにしても、**重要な取引について解消の可能性**が発見されたり、販売している製品に不良品があって、**裁判で損害賠償請求**をされていたり、労務DDの結果、**多額の未払い残業代**が見込まれることなどがあります。

このような場合には、**当初想定していた買収価格を減額**したり、クロージング後に問題が顕在化した場合にその問題によって生じた**損害額を補償する条項**を入れたり、といった対応の検討が必要となります。

ただし、買収価格の減額ではなく、補償条項によって対応するという場合には、**売主に補償金を支払う資力があるかどうか**という問題も生じます。

③その他改善が必要な問題点がないか

その他、**下請法など業法違反がないか**や、**コンプライアンス上問題がないか**どうか、たとえば、ハラスマントが蔓延するような状況がないか、など買収価格には反映しにくいものの改善策が必要となる事項やレピュテーションリスクを招く事由が発見されることもあります。

法務DDは、財務DDや税務DDと比べると優先度が低くなりがちですが、内容によっては、スキームの遂行に大きな問題を生じさせる事由など、大きな問題点の発見につながることもあります。

ぜひM&Aの検討の際には、法務DDについてもご留意ください。



弁護士法人如水法律事務所
弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPOプロフェッショナル

法務DDのタイミングと必要性

法務DDを行うタイミング

法務DDを含めDD（デューデリジェンス）を行った際には対象会社から機密情報を含む大量の情報が公開されます。そのため、M&Aを検討することを前提とした秘密保持契約や秘密保持条項を含めた基本合意書を締結し、その後に、法務DDを実施するのが一般的です。

場合によっては、基本合意書の中に独占的交渉期間が定められていることがあるため、その期間内に、M&Aを実行できるスケジュール立てをして上で法務DDを進めていくこともあります。

基本合意書とは、M&Aの実行ないし検討に向けた準備に関する合意を確認する文書で、秘密保持条項や独占交渉条項などを除いて、法的拘束力を持たない（M&Aの実行を強制されない）ことが一般的です。

法務DDの必要性

M&Aを実行するにあたり、予算の制約などを理由に、法務についてはDDを行わず、表明保証で対応している場合も散見されます。

表明保証とは、最終の契約書（株式譲渡契約書や事業譲渡契約書など）において、売主が対象会社についてさまざまな事実（たとえば、決算処理が適切になされていることや未払いの労働債権が存在しないことなど）について表明して保証を行い、この表明保証に反する事象が発覚したり、生じた場合には、それにより買主に生じた損害を補償する条項をさします。

しかし、以下の点から表明保証によっても法務DDを省略していい理由とはなりません。

- ・事後的な救済である補償・損害賠償では解決に時間がかかること
- ・損害の立証が困難であること
- ・請求時には売主が無資力となっている可能性があること
- ・そもそも事後的な金銭賠償では償えないような大きな損害を受ける可能性があること

また、最近では、表明保証違反に基づく売主の補償義務について、金額の上限や請求可能期間の制限を設けることが多いため、表明保証でカバーできる範囲がますます狭くなっています。

取締役の善管注意義務と法務DDの関係

取締役には、経営に関する善管注意義務が課せられています。これは、M&A取引を実行する場合にも当然適用されるものです。

この点に関連して、法務DDの実施と取締役の善管注意義務の問題について、正面から議論された裁判例は今のところ見当たりません。

しかし、M&Aの実行に先立って、DDを実施することが一般化したといえる現在においては、通常行われるべきDDを実施せずにM&Aを実行し、その結果会社に損害が生じた場合には、取締役の善管注意義務違反の問題は避けて通れません。

いわゆる経営判断の原則においても

- ・当該判断の当時の状況に照らし、
 - ・当該会社の属する業界における通常の経営者を基準として
 - ・当該判断の前提となった事実の認識に不注意な誤りがなかったか、その事実に基づく判断が著しく不合理でなかったか
- という観点から判断を行うこととされており、DDの実施は③の「判断の前提となった事実の認識に不注意な誤りがなかったか」を判断する材料の一つといえます。

株式取得に関する裁判例で、株式を取得して半年足らずの間に対象会社が不渡りを起こし、銀行取引の停止処分を受けたという事案で、買収会社の取締役の善管注意義務違反が問題になりましたが、経営判断の原則の適用の事情の一つとして、買収会社が対象会社の計算書類と経営上の重要事項について適切に質問しており、これに対する対象会社の回答内容に真偽を疑うべき事情がなかったことが挙げられており（東京地判平27.10.8 資料版商事法務381-133）、この裁判例からも法務DDの実施が、取締役の善管注意義務違反について影響を与えるものであるということがいえます。

次回は、2023年度の景品表示法の処分事例についてご紹介いたします。

他社の処分事例を通じて、自社の広告表示を改めて見つめ直すきっかけになるのではないかでしょうか。

会社の方に広く知りたい内容ですので、会社の研修などにもご活用ください。

☆第13回ミニ法務セミナーのご案内

・テーマ 2023年度の景品表示法の処分事例

日時 2024年9月18日（水）15時～15時30分
URL <https://vivit.video/s/142/fXH087po5624>



テーマ：裁判例から学ぶ労務管理セミナー

日時 2024年10月16日（水）15時～15時30分